

法務局地図作成事業の実施に伴う 土地所有者様等へのはがき送付について（お知らせ）

秋田地方法務局では、法務局地図作成事業の実施に伴い、本事業地区内の該当する土地の所有者又は管理者の皆様へ、次の内容ではがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局登記部門地図整備・筆界特定室までお問合せ願います。

【作業地区】

- 1 秋田市檜山大元町の一部
- 2 秋田市南通宮田の一部
- 3 秋田市檜山字寺小路の全部
- 4 秋田市檜山佐竹町の全部
- 5 秋田市檜山古川新町の全部
- 6 秋田市檜山南新町上丁の全部
- 7 秋田市檜山南新町下丁の全部
- 8 秋田市檜山本町の全部
- 9 秋田市南通みその町の全部

令和7年6月

各 位

秋田地方法務局

登記簿上の所有者の確認について

秋田地方法務局では、令和7年度から令和8年度にかけて、秋田市の「檜山大元町及び南通宮田の各一部、秋田市檜山字寺小路、檜山佐竹町、檜山古川新町、檜山南新町上丁、檜山南新町下丁、檜山本町、南通みその町の各全部」地区におきまして、法務局地図作成事業を実施いたします。

つきましては、上記地区内の土地について、登記簿上の所有者に変更がないかを確認するため、同所有者様宛てに、このはがきを送付させていただきました。

このはがきの表面に記載された所有者様の住所、氏名に変更がある場合や、相続登記が未了である場合には、お手数ですが、当局登記部門 地図整備・筆界特定室までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡いただいた内容につきましては、秘密保持に留意し本事業以外の目的に使用いたしません。

おって、令和8年5月から8月頃に、土地境界の確認を行う予定ですので、その際にはご協力をいただきますよう、お願いいたします。



秋田地方法務局ホームページ

【問合せ先】

秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 018-862-1442（担当 附 柳）